

令和6年度 第3回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和7年2月19日（水）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：12名（欠席3名）

事務局出席者：4名（市民サービス課…湯浅課長、古戸主幹、清水、出口）

【会議内容】

1. 開会

（事務局：湯浅）

本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度 第3回 尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいま、ご出席していただいております委員さんは、15名中12名でございます。

本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料について、確認をお願いします。机の上に置かせて頂きました資料につきましては、まず事項書、次に資料1「令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算案」、資料2「高額療養費制度の見直しについて」、資料3「子ども・子育て支援金制度の創設」です。ございますでしょうか。不足がございましたらお教え下さい。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長

となり議事を整理し、会務を総理するとなっていますが、本日は会長の塩津さんが急きょ出席できないということで、副会長である松井さんに、議事の進行していただきます。

それでは、松井副会長よろしくお願いします。

(副会長)

皆様改めましてこんばんは。夜分にお集まりいただきましてありがとうございます。只今から私が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会を開催するに当たり、感染症拡大防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは事項書に基づきまして、会議を進めてまいります。

議事に入る前に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(副会長)

それでは、濱地委員さんと山下委員さんをお願いしたいと思います。濱地委員さんと山下委員さんよろしくお願いいたします。

それでは、議題の「令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算案」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：湯浅)

令和7年度の国民健康保険事業の特別予算特別会計の予算(案)については、後ほど説明させていただきまして、まずお話しておきたいことがありますので、

前回、第2回の運営協議会において、令和8年度から、値上げをしていくということでスケジュール等々をお話させていただいたと思うのですが、大体令和6年度の予算が締まってくる段階でお金が増えてきたというかですね。来年度の納付金っていう金額、また後で説明させていただくのですが、納付金の金額が下がってですね、県に納めるお金ですけど、納付金のお金が大体2千2、3百万円程下がるのです。要は支出が減るってことです。

さらに皆さんが収めていただいている国民健康保険税ですね、保険税が増えてきまして、今年度収入として。

5千万円ちょっとくらい、お金が増えてきたっていう状態です。

令和8年度からって言っていたのですけども、このままでしたら、別に令和8年度も十分予算が組めますっていう今段階なもんですから、値上げっていうのは皆さんして欲しくないっていうところもあると思いますし、我々としては1年以上ですね、令和9年度も10年度も持てばいいんですけども、令和9年度にとりあえず持ち越すってことで、この間の値上げをするっていうお話は、一旦廃止させていただきたいというふうに今考えています。

それを踏まえた上で、今から古戸の方から令和7年度の国民健康保険国民健康保険事業の特別会計の予算（案）の方を説明させていただきます。

（事務局：古戸）

それでは、令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算（案）について説明させていただきます。

「資料1：令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算（案）の2ページをご覧ください。

予算案について説明させていただきます。

歳入歳出の総額は、21億7,082万1千円です。

3ページをご覧ください。今年度の予算額は前年度比で△1.2%、2,698円9千円の減額となっています。

主な歳入は 加入者の皆様から納めていただく国民健康保険税が、2億8,135万9千円、県からの交付金（県支出金）が、16億4,663万8千円などです。

次に主な支出としましては、

・皆様の医療費などに対する保険給付費が、16億1,057万8千円、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が、4億6,685万4千円などです。

5ページより、歳入、歳出それぞれのポイントについて説明します。

円グラフにおきましては、5ページの歳入、12ページの歳出とともに、各項目の今年度の予算額及び、全体に占める割合を記載しております。また、右欄においては、主だった項目の、前年度との比較や、前年度との差額が発生した主な理由を記載してございますので、ご参照ください。

令和7年度の歳入予算のポイントといたしましては、大きく3つあります。

まず、7ページをご覧ください。ポイント1つ目は、①国民健康保険税の減少です。

令和7年度は、2億8,135万9千円で、歳入全体の13%を占めています。令和6年度の当初予算と比較しますと、649万2千円の減少となっております。

この減少は、団塊の世代の方々が後期高齢者医療保険制度に移られたことによる保険者数の減少が主な要因となります。

次に、2つ目のポイントです。8ページをご覧ください。

ポイント2つ目は、②県支出金・普通交付金の増加です。

令和7年度は、16億1,942万8千円で、歳入全体の74.6%を占めています。

普通交付金とは、医療機関や国保加入者の皆さんに支払う医療費、もう少し詳細には、保険給付費に対する県からの交付金のことです。医療費と保険給付費、普通交付金につきましては、納付金と同様に、県から見込額が示されますので、その見込額をもとに、予算計上しております。

令和6年度の当初予算と比較しますと、1,383万9千円の増加となっており、この増加は、主に、皆さんの医療費の増加によるものです。

歳入が1,383万9千円増加しますが、歳出の保険給付費も同程度増加します。保険給付費の増加については、14ページで説明させていただきます。

次に、3つ目のポイントです。9ページをご覧ください。

ポイント3つ目は、③財政調整基金繰入金の減少です。

令和2年度に税率改正を行いましたので、令和2年度、令和3年度と財政調整基金を取り崩すことなく、逆に積立ができていましたが、令和4年度からは、基金を一部取り崩さなければ予算が組めなっています。令和7年度の県への納付金が減少しましたので、基金繰入金の額が減少しましたが、基金が枯渇すれば予算を組むことが出来なくなります。

以上が、歳入の3つの大きなポイントになります。

続きまして、歳出につきまして、説明させていただきます。

まずは、12ページの円グラフをご覧ください。

歳出総額は歳入総額と同額の、21億7,082万1千円です。

令和7年度の歳出予算のポイントといたしましては、保険給付費の増加です。14ページをご覧ください。

令和7年度は、16億1,982万4千円で、歳出全体の74.6%を占めています。

保険給付費の大部分を占めるのは、療養給付費と高額療養費です。主に、医療費総額10割のうち、市が負担する7割分が療養給付費、残りの3割など皆さんに負担していただく個人負担のうち、一定の上限額を超えた部分で、市が負担する部分が高額療養費となります。

令和7年度の保険給付費は、令和6年度の当初予算と比較しますと、93万4千円の増加でコロナ禍が落ち着いていることから医療費も落ち着いていると考えられます。

保険給付費の見込みについては、県から示される普通交付金を参考に計上しています。

これが歳出のポイントになります。

続きまして、16ページをご覧ください。4. 特定健診の受診率向上に向けた取り組みについて。

医療費抑制の観点から、国や県からの指導が年々厳しくなっており、一定基準を満たさなければ減点対象となるような、市への交付金の交付基準が新たに追加されるなど、特定健診の更なる受診率の向上に努めることが必要な状況となっています。

本市の現状としましては、委員の皆様や医療機関の先生方のご協力により、受診率は年々上昇しておりましたが、受診率の高かった団塊の世代の方々がだんだんと後期高齢者医療に移行していくにつれ、下がってきております。また、県平均と比べても少し低い水準で推移しています。

まずは、令和6年度までの実績についてです。17ページをご覧ください。

なお、令和6年度については、まだ受診率が算定されておきませんので、受診者数の速報値となります。年々上昇傾向にありましたが、令和4年度からは労働率の低いことで受診率の高かった団塊の世代の方々が後期高齢者医療保険に移行していることから受診率が減少しています。

18ページをご覧ください。

令和6年度にも実施しましたが、令和7年度においても、引き続き実施予定の主な取組みは、次のとおりです。

個別通知による受診勧奨、令和元年度までは、過去3年間の受診履歴に基づき、年1回送付。令和2年度からは、通知対象者を次のように選定し、タイプ別にメッセージ内容を工夫した数種類の通知を、年2回に分けて送付しております。令和7年度も継続予定です。

これらの他にも受診率向上に向けた取組みを実施する予定です。

福祉保健課が実施するがん検診と一緒に特定健診を実施して、検診会場に行きやすくしたりということも毎年行っておりますので、今年も色々な取り組みをしていきたいと思っています。

また、昨年度まで実施しておりました国保連合会事業を活用した個別訪問による受診勧奨につきましては、訪問時に事故等があった場合に問題があるということで実施できない可能性があると言われておりますので、令和7年度は割愛させていただきました。

最後に、国保財政調整基金について説明させていただきます。20ページをご覧ください。

これまで説明しましたポイントを含めて、令和7年度の予算を考えた結果、国保の貯金である「財政調整基金」は、令和3年度までは、貯金することができましたが、令和4年度からは取り崩す必要が生じており、令和7年度は5,362

万円を取り崩すことになりました。

この時点で財政調整基金は1億5千万円ほど残金がございます。財政状況が悪化してきていると言え、前回11月の運協開催時は基金が7、8千万しか残らないかもしれない状況でしたが、かなり内容が改善いたしました。

次期の税率改正について、検討は必要となりますが、差し迫っていた状況からは脱出しております。

以上、簡単ではありますが、令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算(案)の説明とさせていただきます。

(副会長)

ただいま事務局から説明のありました、「令和7年度 国民健康保険事業 特別会計 予算(案)」について、ご質問等がございますか？

(大川敏子委員)

特定健診の受診のことですけど、私は古江なんですけど、今までは毎年、この地区で特定健診をずっと受けていて、今回は賀田でがん検診と一緒にということで、特定健診もバスで移動してっていうようになってしまったので、バスで行っている人も、車で何人か乗り合わせて行ったとかを聞いたんですけども、せっかく今まで地域で、歩いて行けて、そこでできたのが、いくらバスで迎えに来てもらうからって言って、なかなかそれでバスに乗って行くというのが、ちょっと疑問というか、なんでこういうふうに、お医者さんとかそういう関係で、一つに纏まったほうが、係ってというか、その人達がいいっていうのは分かるんですけども、地区・地域で今までこうしてやってきたのが、なんか急にそういうふうになってしまったので、ちょっと残念というか、受診者の数が減らなかったのかなっていうのはちょっと思いました。

(事務局：湯浅)

今年度、がん検診と特定健診を、輪内地区は特にですね、1回試してみようということで、どういうことになるのかなということでやってみたんですけど、数字は実際下がってしまったので、各地区ではないのですが、また以前やっていたように何ヶ所か増やさせていただくんです、来年。

来年、古江は入ってないんですけど三木浦とか、去年は三木里・賀田へ一極集中みたいな感じで、バスを出してっていうことをちょっと試させていただいたんですよね。

他の市町で、そういうところがあったので、尾鷲市でもしてみたらどうなんだと

ということで、今年は試させていただいたのですがやっぱ下がってしまうと思うんです。数字は。

ですから、来年度は何ヶ所か増やさせていただいて、また、それを見て、改善させていただこうというふうには考えています。古江は来年に入っていないことで、それは申し訳ないのですが、何ヶ所かまた不便なところについては、九鬼だとかは診療所さんがあるので、そこら辺は増やしたりしないんですけどまた改善していきます。すいません。

（事務局：古戸）

他市町で、がん検診を、今までがん検診って一つか二つだったのが、五つのがん検診を同時にできるようになったんです。

一つか二つのがん検診が、五つのがん検診ができるようになったら、人が来るであろうということで、紀北町の受診率がこの形式でかなり上がったらしいんですよ。

尾鷲もそのようにすればどうかなってということでやったんですけど、PR不足もあって、ちょっと少なかったんで、そこは改善していくことをやっていますので。

（事務局：湯浅）

今、おっしゃっていただいたような意見、実際そんな声は多かったんです。

輪内へ市長懇談会とか行っても、その声多かったんで、市長からも増やしたらどうだと言われておりますので、どんどん、これは良い方へ向けて、来年度は申し訳ないのですが、色々な意見をいただけたらなと思います。すいません。

（委員）

はい、ありがとうございます。

（事務局：湯浅）

ご不便をおかけします。

（副会長）

その他どうでしょうか？

（事務局：湯浅）

よろしいですか。

先ほど、この値上げは先送りするって話をさせていただいたのですが、前回

家庭に置き換えて貯金の話させていただいたと思うのですが、大体4%ぐらいになってしまうのが、8%ぐらいには回復するのかなと、貯金の金額で言えば。

来年度予算を組んだ上で、今、1億6千万円弱、20億円の規模で大体1億6千万円ぐらいは残っているので、だいぶセーフティな部分で、8年度も予算的には持っていけるのかなというふうに考えています。

6月、6年度末で少しぐらい増えて1億7、8千万円にはなるのかなという気がしています、はい。

そういう財政状況として、まずまず安全かなというぐらいのレベルには来ていると思います。

令和9年度か10年度とかっていうところだと思います、値上げは。

(副会長)

それでは、次の議題に入ります。その他の議題ですね。「高額療養費制度の見直しについて」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：古戸)

それでは、高額療養費制度の見直しについて説明させていただきます。

国において令和6年11月21日から12月12日にかけて4度開催されました社会保障審議会医療保険部会で、高額療養費制度の見直しが審議され、次年度の予算編成過程で決定することとされておりましたが、閣議決定された令和7年度の予算政府案の中に、高額療養費制度の見直しの内容が盛り込まれて、今国会で審議されておりますので報告いたします。

今回の見直しの趣旨としては、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うものであること。併せて、70歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額（外来特例）についても見直しを行うものであることということです。

資料をご覧ください。表が70歳未満、裏が70歳以上になっています。

令和7年8月診療から改正され、令和7年は定率の引き上げ、令和8年からは所得区分による70歳未満は13段階、70歳以上が14段階への細分化が予定されています。

令和7年度について例を挙げますと、一般的な、70歳未満の所得区分エ、70歳以上の一般区分については、現行57,600円だった自己負担額の月額が60,600円に3千円の上昇といったような改正になっています。

国の考えを簡単に言うと、高額療養費制度の自己負担額を引き上げ、医療費を抑制することで、国民健康保険料（税）額の上昇を抑えるということだそうです。

今回試算では、1,500円ほど上がらないのではないかっていう試算が出ているそうです。

現時点でこれ以上の資料が国から来ておりませんし、先日の国会において、厚生大臣、総理大臣が内容を見直すと言われておりますので、このとおりの数字になるのかも決まっていない状況で、詳しいことが分かっていない状況です。今国会中に新しい数字が出てくると思うのですが、上がるのは間違いないとは思いますが、上がり幅がどうなるかというところです。各種団体の方から、これを上げてしまうと個人負担が増えるということで、患者さんの団体からかなり要望を受けている状況です。

詳しいことというか、この状態からまた変わる可能性があるものですので、まだ分からないということになっております。

以上、簡単ではありますが、高額療養費制度の見直しについての説明とさせていただきます。

（事務局：湯浅）

ちょっと補足させていただきますけども、これ70歳未満のところで見ると、今現在、現行制度としてはアイウエオの5つの区分しか所得区分がないのですが、これが今年の8月から来年の7月までは、このままの区分で、金額だけ上がるってことなんですけども、来年、令和8年8月からは、更にこれを所得で細分化して、各三つに分けるって話です。

今年の8月から上がるのですけども、次の年からまた更に上がる人も出てくるって話になっていると思います。

例えば長期の治療を要する方とか、それとも障害を持たれている方とかそういう団体が、やっぱり国に働きかけて現行のまま行ってくれと。

これは、そういう家族にとっては大変大事なんだってことを訴えていて、この間、石破総理大臣もそれなりの回答はしていましたけど、まだ全然はつきり決まっていんですよね、これ。

実際のところ、おそらく上がるのは上がるのだと思うのですけども、それ以外のこと何にも決まってないので、これについて参考に、皆さん運営協議会なので一番先に説明させていただいたのですけども、このまま決まるとは僕らも思えないので、これ参考程度に思っただけならばなんですけども、ただ、多少は上がるんじゃないかっていうぐらいで。

ただ、上げるのはどうなんだっていうところも言っているのです、そこで据え置くという話になる可能性もありますし、そこら辺全く分からない中での説明で

大変申し訳ないのですけれども、我々のところにも情報が何も降りてきていない。

今、分かっている段階では、古戸が説明しましたけれども、大体の人は5万7,600円かその上ぐらいで止まるところなんですけども、このぐらいで大体3千円から8千円ぐらいの値上げになるではないかなと、高額療養費の場合ですけどね。これぐらいしか分からない。

ただ、これやっぱり、長期の治療で、がんにしても、長いこと入院されている方が多数みえると思いますので、これが上がってしまうと、やっぱりご負担というものが出てくるので、そこは何らかの動きがあるのではないかと今後注視していきたいと思っています。

(副会長)

すいません、ちょっと質問なのですが、これは月単位の話になって、僕がちょっと聞いた、がん患者の治療なんかは治療月にあたるところは医療費があって、休養期っていうか、そういう時は医療費がなくなってみたいな、それが何回まではOKだけど、何回はどうかのこうのっていうことで今協議している、不満が出ているようなこと聞いたのですけど、それを超えた月払いのお話になるってことですか？

(事務局：古戸)

そうです。

(事務局：湯浅)

4回目からですね。多数回該当は4ヶ月目からです。

(副会長)

50万円医療費かかっても1回目は50万円っていうふうになるのですか？

(事務局：古戸)

50万円かかったとしても、基本的には一般的な人であれば5万7,600円で止まるので40万円お返しする格好になります。

(事務局：湯浅)

5万7,600円が6万600円になります。多数回を除けば1回3千円値上げしますってだけで、終わるのですけどね。

(副会長)

まあそんな倍になるような話ではないのですね。

(事務局)

補足します。

現時点で上限額が5万7,600円なのが、3ヶ月目までで、4ヶ月目から4万4,400円が上限額になるっていう多数該当っていう制度がございます。

これはですね、過去1年間の間に上限額に達したら、4回目から負担が下がるという形になって、これもですが、今年の8月から5万7,600円の部分が6万600円で、この多数該当の部分についても、4万4,400円の部分が4万6,500円になるっていうところなんですけども、この多数該当のところは引き上げもしないのではなかろうかという話も今出ていますので、もしかしたら、ここは引き上げもないかもしれないですし、別に多数該当は据え置きの可能性もあります。

(副会長)

いい制度になるといいと思いますけど、他にご質問どうでしょうか？よろしかったでしょうか？

(事務局：湯浅)

このことは、来年度に開催する運営協議会の中で、制度が先なのか運営協議会が先になるか分かりませんが、確定した段階で、直近のところでもう一度説明をさせていただきたいと思っています。

まだ今のところ、本当に国の方でも全然確定の部分が何も下りてきていない。

(事務局：古戸)

国の令和7年度予算が今国会で揉めていますので、それが決まらなかったらこれの改正も飛ぶ可能性もあります。

今、与党が少数ですので、こういう話が出たら、国民に対する負担が増えることですので、止められる可能性はあるんです、野党が反対すると、当然、野党の方が多いですからね、という状況になっています。

(事務局：湯浅)

ちなみに、国と面会しているのが、がん患者の団体連合会だとか、難病疾病団体協議会だとか慢性骨髄性白血病の患者家族会だとか、そういう方がもう国と面会されていて、どうか今の制度のまま続けてくださいよっていうことを懇談されているそうですけどね。

(副会長)

ただ、議員さんも、自分自身が治療されていてという話も聞いたのですけども。

(事務局：湯浅)

本当にどうなるか今のところ、このように出ていますけど、どうなるかっていうのは全く、今は分からない、また、来年度に説明します。

(副会長)

決まらないことには協議のしようがないですもんね。

それでは、次の課題に入ります。「子ども・子育て支援金制度の創設」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：古戸)

国から来た資料をそのまま印刷させていただいたので、ちょっと見にくい資料なんですけど、その資料の中から抜粋して説明させていただきます。

国において少子化対策として令和8年度より、子育て世代を支えるため、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が創設されます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険におきましては、現行の医療費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分の他に子ども・子育て支援金が追加されます。賦課総額っていう右の部分になるのですが、今までの国民健康保険ですと、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付分というふうに、今まで3つの区分に割れていたんです。そこに4つめの区分として子ども・子育て支援納付金分を加えるというのが、国の考えになります。

今、払ってもらっている国民健康保険税にプラスで、この分を追加で払ってくださいっていう格好になります。

3ページをご覧ください。

子ども・子育て支援納付金の按分のイメージになるのですが、一番上の段で支援金の総額として1.3兆円程、必要だそうです。

それをまず後期高齢者が負担するというのが一番初めに出てきます。

後期高齢者がまず1,100億円ほど負担すると、その次に国保負担し、その後、に他の保険者が負担する。

全国の国保加入者が2,500万人程いますので、3千億円ほどの拠出が必要とされております。

これは、社会保険を含め健康保険に入っている方全員が負担することになり

ます。

4 ページをご覧ください。

国が出している試算表になります。

令和 8 年度見込みで全制度の殆どの国民に対して月額 2 5 0 円、年額 3 千円程度を拠出してくださいということになっています。

国保加入者につきましては、下から 2 段目になるのですが、全国平均で月額 2 5 0 円、年額 3 千円が必要ということになっています。

国保については世帯に対して掛けますので、1 世帯当たり月額 3 5 0 円、年額 4,200 円程、上がるのではないかと試算されております。

国の考えとしては、簡単に言えば、国民の皆さんで子育て世代を支えていきましょう。そのために 1 人当たり年額 3 千円を拠出してくださいということになります。

令和 8 年度以降のことで、法律等がまだ何も決まっておりません。この資料が届いただけで、何も分かっていない状況になります。

私も今、説明していて、これでいいのかどうかも分かっていない状況なので、令和 8 年度にはこの分が確実に上がるのではないかとということです。現時点で法律が変わっていないので、先送りされる可能性もありますし、そこがまだ分からない状況です。

以上、簡単ではありますが、子ども・子育て支援金制度の創設についての説明を終わらせていただきます。

(副会長)

はい、ありがとうございました。よく分かっていないそうですが、ただいま事務局から説明のありました、「子ども・子育て支援金制度の創設」について、ご質問等がございますか？

(事務局：湯浅)

以前にも言ったと思うのですが、医療給付費として病院等に、国保加入者がかかる分と、それから後期高齢者を支えていこうという分と、介護保険を利用されている方を支えていこうという 3 つが合わさって、療養給付費というお金になるのですと説明させていただいています。

それに更に子ども・子育てをしている世帯を保険者で支えていこうという分りにくい制度です。後期高齢者を支えながら、後期高齢者が今度は子どもを支えるという話になっているので、ちょっとよく分からないことになっています。

日本全体で、少子化が進んでいるので、子ども子育て世帯を日本全部で支えていこうとした時に、スポットが当たったのがたまたまこの制度だったという

気もするんですけどね。

令和8年度から1つ増える予定で、来年度は7年度なので、この間にこれも情報が出てくるはずなんです。今のところ、これもよく分からない情報が錯綜した状態ですので、これも情報が出たら説明させていただきたいと思います。

ただ、負担が増えていく方向にいくのは間違いないかなというぐらいに思うのですよね。

(大川委員)

この子ども子育て支援っていう支援金なのに何で国保から出すというようになってくるのが、それがなんか不思議というか、それとはまた別の何か税金の中でというのであれば分かるのですけど。

この国保の中に、これを入れてくるっていうのは、ちょっと意味が分からないというか、子ども子育て支援というのは大事、これからの子どもの為には大事だと思うのですけども、それをここで補うっていうのは何とも不思議な制度だと思います。

(事務局：湯浅)

全員で負担するということで保険制度が選ばれたのではないのでしょうか。

(事務局：古戸)

税金は上げるのが難しいので、保険料を上げるということでは。

全国民の殆どの人が負担するようになります。1人当たりで負担すると月250円だから1人当たり年3千円を出してくださいというのが国の考えです。

(事務局：湯浅)

これも詳しい情報が出ましたら報告します。

(副会長)

その他よろしかったですか？ちょっと違う件でも委員の方から提案するとか質問とか何かございますか？事務局の方もよろしいですか？

はい、ちょっと夜も冷えてきていますので、少し早いですが、これをもちまして、令和6年度第5回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。